

もうすぐママになる方へ

♡妊娠がわかったら…



まずは産婦人科で診察を受けて妊娠届を提出し 母子健康手帳をもらいましょう

—いすみ市に住民登録をしている方が対象です—

妊娠している方が「妊娠届」を提出すると交付されるもので、お子さんとお母さんの健康状態を記録する大切な手帳です。妊婦健康診査や乳幼児健診、予防接種を受ける時に必要となります。

体調不良等により、どうしても本人が提出できない場合は、家族が代わりに手続きを行えます。**必ず届出をしましょう。**

いつ

産婦人科で妊娠の
診断を受けてから

どこで

月曜日～金曜日
大原の保健
センター

いすみ市に転入した時は…

他市町村から交付された母子健康手帳は継続して使用できますが、妊婦健康診査の受診券は使用できませんので、いすみ市のもので交換が必要です。

■窓口／大原保健センター

どうする

妊娠届を提出

(書類は窓口にあります)

妊娠届記入事項

- ・妊婦ご本人の名前
- ・予定日、通院先の産院名
- ・妊娠回数、出産回数
- ・住所、生年月日、家族構成
- ・性病、結核に関する健康診断の受診の有無
- ・持病や治療中の病気の有無
- ・飲酒、喫煙習慣の有無
- ・マタニティクラス参加希望の有無
- ・里帰り予定の有無
(住所・連絡先)

母子健康手帳の中には

☆妊婦一般健康診査
受診票別冊 (14回分)

☆出生通知書…1枚

出産後、大原保健センターに提出または送付しましょう。
新生児訪問などの手続きとなります。

問合せ

健康高齢者支援課
健康づくり班
(大原保健センター)

妊婦一般健康診査受診票

いすみ市が実施する妊婦一般健康診査の公費負担回数が14回(※1)に拡充されました。また、HIV抗体検査、子宮頸がん検査、HTLV-1検査、クラミジア検査、超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査も1度ずつ費用助成があります。

市の発行する母子健康手帳に「妊婦一般健康診査受診票」が付いていますので、この受診票を医療機関にて使用してください。利用できるのは委託医療機関(※2)のみとなります。

委託医療機関以外で受診される場合は、この受診票は使用できませんが、健診料を負担していただいた後に償還払いという方法があります。限度額や手続き方法、書類の差し替えなど諸条件がありますので、ご希望の方は事前に下記までご連絡ください。

※1 目安：妊娠初期(～妊娠4か月)2回、妊娠中期(妊娠5～7か月)4回、後期(妊娠8か月～)8回

※2 千葉県内の契約している医療機関です。千葉県外の医療機関で受診を希望される方は下記にご連絡をください。

■問合せ／健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

マタニティキーホルダーを活用しましょう



妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるよう配布しています。妊娠期は、つわりといった体調の変化などがあり、電車内で席をゆずる、周りでの喫煙を控えるなど、周囲の思いやりが欠かせません。特に妊娠の初期は、妊娠の喜びとともに身体的にも精神的にも不安定な時期でありながら、おなかのふくらみが目立たず、電車内などの公共の場でなかなか配慮を得られない状況にあります。

そこで、いすみ市では、母子健康手帳交付時に「マタニティキーホルダー」を配布し、妊婦さんに対する自然なやさしさの広がりを呼びかけています。

♡妊娠中は…

マタニティクラス(パパママ教室)に参加しましょう

【対象】妊娠5か月以降の妊婦さんとそのご家族(予約制)

【場所】大原保健センター

【内容】1コース3回

妊娠中の栄養・妊娠後期の過ごし方・体の変化・お産の経過・補助動作・母乳について・歯科保健・沐浴実習・妊婦疑似体験・赤ちゃんふれあい体験・育児について

日程は、母子健康手帳交付時にお渡ししたリーフレットをご覧ください。保健センターまでお問合せください。

■予約・問合せ／健康高齢者支援課

健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162



妊娠中の心と身体の健康の相談は…

妊娠中は心も身体も不安定になりやすい時期です。保健センターの保健師が相談をお受けします。ご希望により家庭訪問も行います。気軽にご利用ください。

■予約・問合せ／健康高齢者支援課

健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき42万円(※注1)が世帯主に支給されます。妊娠85日以上の死産・流産を含みます。

■支払い方法

1 出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合

医療機関にある「出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書」に、この制度を利用する旨を記入し、医療機関に提出して、出産することにより、市が出産育児一時金を直接医療機関に支払う制度です。出産費の負担を軽減することができます。

① 出産費用が42万円(※注1)以上の場合

出産育児一時金の申請は必要ありません。

② 出産費用が42万円(※注1)未満の場合

出産費用と出産育児一時金との差額を受ける申請が必要です。(該当の世帯には、市から出産育児一時金支給決定通知書と出産育児一時金差額請求書を送付します。)

(※注1):産科医療補償制度加入医療機関以外での出産は40万4千円

◎申請に必要なもの

- ① 出産育児一時金差額請求書
- ② 出産育児一時金支給決定通知書
- ③ 出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書(医療機関にあります。制度を利用する、または、利用しない旨の記入をすること。)
- ④ 出産費用の領収書、明細書の写し(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)
- ⑤ 世帯主の印鑑
- ⑥ 世帯主名義の預金通帳

2 直接支払制度を利用しない場合

出産後に、出産育児一時金の申請が必要です。

◎申請に必要なもの

- ① 国民健康保険証
- ② 世帯主の印鑑
- ③ 世帯主名義の預金通帳
- ④ 出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書(医療機関にあります。制度を利用する、または、利用しない旨の記入をすること。)
- ⑤ 出産費用の領収書、明細書の写し(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)



申請・問合せ

大原庁舎 市民課 国保班 ☎62-1115
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2112

なお、国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、各健康保険にお問い合わせ下さい。